

短期継続型保証「5 i n g」実施要領

第1 目的

本要領は、一定期間短期資金を継続して活用することで、疑似資本的な資金調達を可能にし、もって中小企業・小規模事業者の事業の改善及び発展に資することを目的とする。

第2 保証対象者

県内に事業所を有し、以下の要件を全て満たす中小企業者（組合は除く。）とする。ただし、当協会が別に定める「連携支援協調パッケージ」取扱要綱に基づき扱店プロパー短期継続融資と協調して取り扱う場合は、以下の要件にかかわらず取り扱うことができるものとする。

法人の場合

- (1) 1期（12か月）以上の決算を行っていること。
- (2) 申込金融機関において与信取引を1年以上有し、今後も支援育成していきたい先であること。
- (3) 直近決算書で経常黒字であること。または、5年以内に経常黒字が見込まれる計画であること。
- (4) 申込金額が20,000千円超の場合は、直近の決算で債務超過でないこと。または、5年以内に債務超過の解消が見込まれること。

個人の場合

- (1) 1期（12か月）以上の確定申告を行っていること。
- (2) 申込金融機関において与信取引を1年以上有し、今後も支援育成していきたい先であること。
- (3) 直近2期のいずれかの決算書で青色申告特別控除前の所得金額と減価償却費の合計がプラスであること。

第3 保証限度額

50,000千円とする。

第4 利用口数

1企業1口限りとする。

第5 保証期間

1年とする。ただし、1年ごとに更新手続き（同資金で借換、または、一旦自己資金決済）を行い、最大5年間の継続利用を可能とする。

なお、業況悪化等に伴う返済不能と判断した場合を除き更新は妨げない。

また、自己資金により既に利用している本制度を完済した場合であって、当協会の格付が前回当初利用時の格付以上である場合は、再度最大5年間の継続利用を可能とする。

第6 資金使途

運転資金とする。ただし、商品用不動産購入資金は対象外とする。

第7 貸付形式

手形貸付又は証書貸付とする。

第8 返済方法

一括返済とする。

第9 信用保証料率

(1)信用保証料率は次の料率を適用し、原則として一括徴収とする。

CRD モデルにより算出される評点により、年 0.45%～年 1.90%の範囲内で9つに区分される保証協会が定める料率を基準に定性要因を加味して保証協会が定める料率とする。

(2)会計参与を設置している旨の登記を行っていることを確認できる中小企業者の場合は、前項(1)の保証料率から年0.10%を減じた率とする。

(3)有担保の場合は、前項(1)の保証料率から一律年0.10%の割引を行うものとする。

なお、提供を受ける担保が企業価値担保権の場合は割引を行わない。

第10 取扱金融機関

約定締結金融機関とする。

第11 貸付利率

金融機関所定の利率とする。

第12 連帯保証人

原則として法人代表者以外の保証人は不要とする。

第13 担保

原則として不要とする。

第14 申込手続き

金融機関は、本保証の申込をするときは、信用保証依頼書の保証制度名に

「5 i n g」と記入し、別紙「事業計画書」を添付の上、当協会の本・支所に申込するものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、令和8年6月18日から施行し、令和8年5月25日より適用する。